

西宮市立保育所スマイル保育事業実施要綱

(目的)

第1条 保護者が一時的に子どもの養育が困難または、母（父）子分離の機会の提供が必要と関係機関等が判断した児童に対し必要な保育を行うものとする。

(適用)

第2条 西宮市立保育所スマイル保育事業（以下「スマイル保育事業」という。）は、児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づき実施する公立保育所（以下「保育所」という。）の一時預かり事業をいう。

(事業内容及び対象児童)

第3条 スマイル保育事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、市内在住の離乳食終了後の児童から就学前児童に対し、必要な保育を行うものとする。

2 スマイル保育事業の利用期間や児童一人の利用限度日数については前項に適合する限りにおいて特に制限を設けないこととする。実施保育所の所長は、第1条の目的に鑑み一時的な保育を必要とする利用者が利用の機会を得られるよう配慮すること。

3 対象児童は、関係機関が支援を必要と判断した児童とする。

(実施保育所)

第4条 スマイル保育事業の実施保育所は、別表第1に掲げる保育所とする。

(利用定員)

第5条 スマイル保育事業の利用人員は、おおむね2名とする。

(保育時間)

第6条 スマイル保育事業の保育時間は、保育実施日の月曜日～金曜日午前9時30分から午後1時30分までの間で、利用児童の保護者の状況に応じ定めるものとする。

(利用の申込)

第7条 スマイル保育を必要とする児童の保護者は、あらかじめ、実施保育所に「スマイル保育事業利用申込書（兼児童台帳）」（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、事後処理できるものとする。

2 実施保育所は、前項の申込みがあったときは、速やかに必要の可否を決定し、「スマイル保育事業利用決定通知書」（様式第2号）により、その旨を保護者に通知しなければならない。

(登録の停止)

第8条 スマイル保育の必要がなくなった児童の保護者は、速やかに「スマイル保育事業登録停止届」(様式第3号)を実施保育所に提出しなければならない。

2 実施保育所は、次の各号の一に該当すると認める時は、当該児童のスマイル保育を停止することができる。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき
- (2) その他実施保育所が不相当と認めたとき

3 実施保育所は、前2項の規定に基づきスマイル保育を停止するときは、「スマイル保育事業登録停止通知書」(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(保護者負担)

第9条 保護者は、事業の実施に要する経費の一部として、日額1,600円を利用料として負担しなければならない。

2 保護者は、前項の利用料を原則として利用する当日に実施保育所に納付しなければならない。

3 利用児童の属する世帯が、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年3月31日西宮市規則第72号)第3条別表第2に定めるA階層の世帯又はB階層のうち徴収金額が0円に該当する世帯のいずれかに該当すると認められる場合は、第1項に定める利用料を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第4条関係)

保育所名	住所
浜脇保育所	浜脇町3-13
高須東保育所	高須町1丁目1-39

付 則

[1] この要綱は、平成26年11月1日から実施する。

[2] この要綱は、平成27年4月1日から実施する。